証券コード：5358

イソライト工業株式会社
ISOLITE INSULATING PRODUCTS CO.,LTD.

第131期
定時株主総会
招集ご通知

新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、可能な限り、株主総会へのご来場をお控えいただき、事前に郵送またはインターネットにより議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
株主の皆様および周囲の安全と健康のため、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ISOLITE INSULATING PRODUCTS

開催日時
2021年6月25日（金曜日）
午前10時
（受付開始：午前9時30分）

開催場所
中之島ダイビル4階　会議室1
大阪市北区中之島三丁目3番23号
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

目 次

招集ご通知 …… 1
添付書類
事業報告 …… 5
連結計算書類 …… 22
計算書類 …… 32
監査報告 …… 41
株主総会参考書類 …… 47

郵送またはインターネットによる議決権行使期限

2021年6月24日（木曜日）
午後5時20分

証券コード 5358
2021年5月28日

株 主 各 位

大阪市北区中之島三丁目3番23号
イソライト工業株式会社
代表取締役社長　　飯 田 栄 司

第131期 定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第131期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止および株主の皆様の安全の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面（郵送）またはインターネットによる事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、本株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

なお、事前の議決権行使につきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2頁から記載しております「議決権行使についてのご案内」をご高覧の上、2021年6月24日(木曜日)午後5時20分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1．日　　時　2021年6月25日（金曜日）午前10時

2．場　　所　大阪市北区中之島三丁目3番23号
中之島ダイビル4階　会議室1

3．目的事項

報告事項
1．第131期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第131期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案　剰余金の処分の件

第2号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.isolite.co.jp/）に掲載させていただきます。

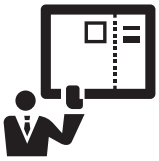

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2021年6月25日（金曜日）
午前10時
（受付開始：午前9時30分）

書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。

行使期限

2021年6月24日（木曜日）
午後5時20分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月24日（木曜日）
午後5時20分入力完了分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内

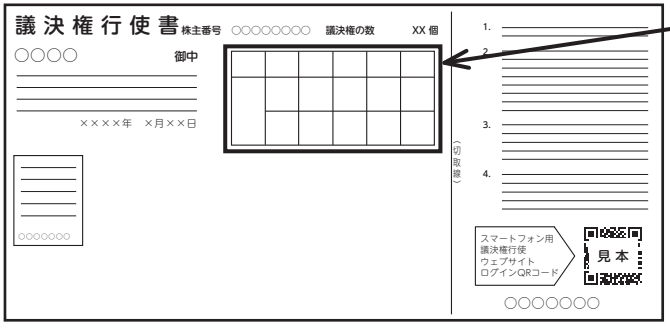

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１号議案

- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

第２号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

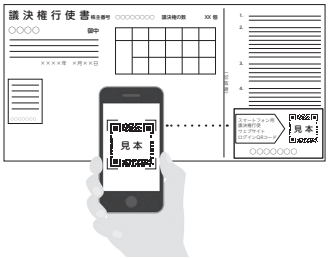

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://www.web54.net**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

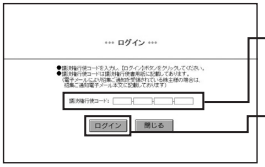

「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120－652－031**（フリーダイヤル）
（受付時間　午前９時～午後９時）

＜定時株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止について＞

【株主様へのお願い】

●本年は、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、株主の皆様の安全を最優先に、本株主総会へのご来場を見合わせていただきますようお願い申し上げます。

●書面またはインターネットによる事前の議決権行使が可能ですので、2021年6月24日（木曜日）午後5時20分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

●会場での感染拡防止対策のご案内

・ご来場の株主様におかれましては、マスクの着用をお願いいたします。ご協力いただけない場合は、ご入場をお控えいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

・受付にて、手指のアルコール消毒と検温を実施させて頂きます。体調不良と見受けられる方には、スタッフがお声がけの上、ご入場をお控えいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

・会場の座席は、間隔を空けた配置とさせて頂く都合上、ご用意できる座席数に限りがございます。そのため、当日ご来場いただいてもご入場をお控えいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

・感染リスクの低減のため、株主総会の議事は短時間で効率的に行う予定でございますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

・株主総会終了後の製品展示や、飲食物のご提供等は取り止めさせていただきます。

【当社の体制】

●運営スタッフは、検温を含め、事前に体調を十分に確認し、マスク着用で対応させていただきます。

●受付にアルコール消毒液を設置いたします。

（添付書類）

事　業　報　告

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　事業の経過およびその成果

全般

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて厳しい状況で推移しました。感染拡大により2度にわたる緊急事態宣言が発出されるなか、企業収益は低迷し、個人消費や雇用・所得環境の悪化が長期化しており、先行きも依然として不透明な状況が続くと予想されます。

海外においては、政府による経済対策やワクチンの普及により米国と中国で経済の回復傾向が見られますが、両国間の摩擦の激化やウイルスの変異種拡大などの懸念があります。

鉱工業生産は、大幅な悪化から持ち直しの動きが見られ、先行き不透明な状況の中でも、先送りしていた設備投資を再開する動きも出てきております。

このような状況のもと、当社グループにおきましては、2020年10月1日付で完全子会社の株式会社ITMを吸収合併し、新生イソライト工業として、耐火断熱材をキーテクノロジーに持続可能な地球環境の構築に貢献することを使命とし、生産基盤の整備と売上・収益の確保、経営全般にわたる効率化に取り組んでまいりました。

しかしながら、断熱関連事業におきましては、中国国内での販売や半導体関連製品の販売は前期を上回りましたが、各種工業炉向け製品および自動車関連製品の販売が前期比では低調となり、当連結会計年度の売上高は136億93百万円（前期比15.1％減）となりました。

利益面におきましては、引き続き固定費の圧縮や運送費などの販売にかかる費用の削減に努めたものの、売上減少による影響が大きく、営業利益は21億51百万円（同24.2％減）、経常利益は23億52百万円（同18.5％減）、親会社株主に帰属する当期純利益は15億99百万円（同15.5％減）となりました。なお、前期におきましては、関係会社株式売却に係る特別利益を計上したことなどの特殊要因が含まれております。また、株式会社ITMを吸収合併した影響で、抱合せ株式消滅差益を16億73百万円計上した結果、個別業績の当期純利益が28億72百万円となっております。

分野別の状況

断熱関連事業におきましては、各種工業炉向けを中心とした断熱関連製品および自動車関連のセラミックファイバー製品の売上減少により、当連結会計年度の売上高は126億7百万円（前期比14.1％減）となりました。

その他事業におきましては、建設関連資材の売上が増加しましたが、環境緑化製品および機能性セラミックス製品の売上減少により、当連結会計年度の売上高は10億85百万円（前期比25.2％減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当社グループの当連結会計年度における設備投資の総額は9億64百万円です。その主な内容は、当社での製造設備の更新および海外子会社における工場建屋の建設であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、特に記載すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

2021年3月期は2018年度～2020年度を対象期間とする中期経営計画の最終年度でありました。「市場ニーズに応える新商品の開発、拡販」「アルミナファイバーの増産体制確立と拡販」などを主要施策に掲げ一定の成果を見ることができましたが、数値目標である2020年度連結売上高180億円、経常利益31億円は、新型コロナウイルス感染症などの影響で世界経済が大幅に減速した結果、誠に遺憾ながら未達となりました。

今後は、2021年度～2023年度を対象期間とする新中期経営計画に掲げた「深化と探索による成長への助走」をテーマに諸改革を実行し、継続的な企業価値向上を目指すとともに、脱炭素社会に代表される中長期的な環境目標、持続可能な社会への貢献などの社会的要請に応えてまいります。

断熱関連事業におきましては「コア事業である断熱材事業の深掘り、安定した収益基盤の確保」を実現すべく、製造・販売・開発・エンジニアリングの連携をさらに深化し、四者一体となって顧客満足の実現と販売力の強化を図ります。また、繊維化技術や生産プロセスの革新により品質、生産性の向上とコスト削減を実現し、コア事業としての基盤をより一層強固にしてまいります。

その他事業におきましては「新規事業分野、新製品市場の探索と育成」を目標に、かねてより手がけてきた機能性セラミックス製品などを中心に、電子部品や新エネルギー関連などの成長分野を育成し、収益基盤の拡大を図ります。

⑸ 財産および損益の状況

① 企業集団の営業成績および財産の状況

区分	第128期 (2018年3月期)	第129期 (2019年3月期)	第130期 (2020年3月期)	第131期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
売上高(百万円)	16,765	16,770	16,129	13,693
経常利益(百万円)	3,315	2,944	2,886	2,352
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	2,289	1,474	1,891	1,599
1株当たり当期純利益	97円22銭	62円62銭	80円36銭	68円44銭
総資産(百万円)	19,218	19,142	20,514	20,536
純資産(百万円)	11,897	12,816	14,204	15,738

(注) 1.1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
2.第128期は、前期に引き続きRCF作業環境規制対策品が伸長したことに加え、自動車・半導体関連向け等セラミックファイバー製品の売上が増加したことにより経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益は増加しました。
3.第129期は、原燃料や人件費、輸送費のコスト上昇等の影響を受けた結果、経常利益は減少し、加えて原料用地に係る特別損失を計上したことにより親会社株主に帰属する当期純利益は減少しました。
4.第130期は、各種工業炉向けの販売は堅調に推移しましたが、自動車・半導体関連製品の販売減少が改善せず、経常利益は減少しました。一方、前期に特別損失を計上したことにより親会社株主に帰属する当期純利益は増加しました。

② 当社の営業成績および財産の状況

区分	第128期 (2018年3月期)	第129期 (2019年3月期)	第130期 (2020年3月期)	第131期 (当事業年度) (2021年3月期)
売上高(百万円)	8,367	9,107	9,198	9,433
経常利益(百万円)	1,655	1,841	1,712	1,622
当期純利益(百万円)	1,338	1,067	1,228	2,872
1株当たり当期純利益	56円83銭	45円31銭	52円21銭	122円97銭
総資産(百万円)	14,528	14,705	14,690	18,138
純資産(百万円)	9,424	10,095	10,878	13,608

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。

⑹ 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は品川リフラクトリーズ株式会社で、同社は当社の株式を12,919千株（議決権比率55.29%）保有しております。

また、当社は親会社に耐火断熱材を販売し、親会社から耐火物を購入しております。

商品の仕入れ等については、価格および取引条件が市場実勢を勘案して他の取引条件と同水準となるよう検討し決定しております。また、商品の販売等については市場価格、総原価等を勘案して当社希望価格を提示し、協議により決定しております。

当社取締役会は、このような取引を把握し、当社グループの利益を害するものではないことを確認したうえで、取引の適正性・妥当性を判断しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
イソライト建材株式会社	70,000千円	100%	集成材の製造、販売
Isolite Insulating Firebrick Sdn. Bhd.（マレーシア）	31,500千マレーシアドル	100%	耐火断熱れんがの製造、販売
Isolite Eastern Union Refractories Co., Ltd.（台湾）	156,000千台湾ドル	60%	セラミックファイバーの製造、販売
Isolite Ceramic Fibers Sdn. Bhd.（マレーシア）	3,500千マレーシアドル	100%	セラミックファイバーの製造、販売
蘇州伊索来特耐火繊維有限公司（中国）	7,000千米ドル	80%	セラミックファイバーの製造、販売
伊索来特（上海）貿易有限公司（中国）	31,250千円	100%	セラミックファイバー、耐火断熱れんがの販売
IIP Europe GmbH（ドイツ）	25千ユーロ	100%	セラミックファイバーの製造、販売

（注）1.当社の連結子会社は、上記重要な子会社の状況に記載の7社であります。
2.持分法適用会社は2社であります。
3.当社は、2020年10月1日付で当社の完全子会社である株式会社ＩＴＭを吸収合併いたしました。
4.イソライト建材株式会社は、2020年4月1日付で株式会社イソライトライフの住機事業および不動産事業を吸収分割により事業承継し、株式会社イソライトライフは解散いたしました。
5.ITM Europe GmbHは、2020年10月1日付でIIP Europe GmbHに社名を変更いたしました。

③　重要な関連会社の状況

会　　社　　名	資　　本　　金	議決権比　率	主要な事業内容
Isolite Fanshin（Taiwan）Co., Ltd.（台湾）	24,000千台湾ドル	50%	セラミックファイバー、耐火断熱れんがの販売
ITM-UNIFRAX株式会社	50,000千円	50%	セラミックファイバーの製造、販売

(7)　**主要な事業内容**（2021年3月31日現在）

事　　業	内　　容
断　熱　関　連　事　業	セラミックファイバー各種製品の製造・販売 耐火断熱れんがの製造・販売 ＩＴ関連設備材料の製造・販売 自動車排気ガス浄化装置用材料の製造・販売 不定形耐火物および関連製品の製造・販売 工業炉の設計・施工 ファイヤープロテクション材料の販売
そ　の　他　事　業	高温集塵用セラミックフィルターの製造・販売 高強度セラミックファイバー質成形体の製造・販売 セラミックス多孔体の製造・販売 集成材その他建材の製造・販売 住宅用燃焼機器の販売 太陽光発電所における発電、電気の供給

(8) **主要な事業所**（2021年3月31日現在）

当　　社	本社（大阪市北区） 東京支店（東京都千代田区） 大阪支店（大阪市北区） 名古屋支店(名古屋市中区) 九州営業所(北九州市小倉北区) 北陸営業所(石川県七尾市) 音羽工場(愛知県豊川市) 七尾工場(石川県七尾市) ITM事業本部神崎工場(千葉県香取郡神崎町)
イソライト建材株式会社	石川県七尾市
Isolite Insulating Firebrick Sdn. Bhd.	マレーシア
Isolite Eastern Union Refractories Co., Ltd.	台湾
Isolite Ceramic Fibers Sdn. Bhd.	マレーシア
蘇州伊索来特耐火纖維有限公司	中国
伊索来特（上海）貿易有限公司	中国
IIP Europe GmbH	ドイツ

(注) 1.当社は、2020年10月1日付で当社の完全子会社である株式会社ＩＴＭを吸収合併いたしました。
2.イソライト建材株式会社は、2020年4月1日付で株式会社イソライトライフの住機事業および不動産事業を吸収分割により事業承継し、株式会社イソライトライフは解散いたしました。
3.ITM Europe GmbHは、2020年10月1日付でIIP Europe GmbHに社名を変更いたしました。

⑼ **従業員の状況**（2021年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業別名称	従業員数
断熱関連事業	616名
その他事業	39名
合計	655名

（注）従業員数は嘱託を含めた就業人員であり、臨時従業員は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
317名	115名増	43.0歳	15.7年

（注）1.従業員数は嘱託を含めた就業人員であり、臨時従業員は含んでおりません。
2.従業員数が前事業年度末と比べて115名増加しましたのは、2020年10月1日付で株式会社ITMを吸収合併したためであります。

⑽ **主要な借入先**（2021年3月31日現在）

借入先	借入額
三井住友信託銀行株式会社	390百万円
株式会社三井住友銀行	200百万円

2．会社の現況

⑴ **株式の状況**（2021年3月31日現在）

① 発行可能株式総数　51,259,000株
② 発行済株式の総数　23,606,573株
③ 株主数　4,951名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
品川リフラクトリーズ株式会社	12,919千株	55.28%
ニチアス株式会社	1,010千株	4.32%
GOLDMAN SACHS & CO.REG	600千株	2.57%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	590千株	2.53%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	327千株	1.40%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	256千株	1.10%
三井住友信託銀行株式会社	215千株	0.92%
三井住友海上火災保険株式会社	191千株	0.82%
UBS AG LONDON A/CIPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	179千株	0.77%
久保田浩	159千株	0.68%

（注）持株比率は自己株式（236,903株）を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として取締役に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役を除く）	8,219株	3名

当社は、2020年6月25日開催の第130期定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、同年6月25日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年7月22日付で取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名に対し自己株式8,219株の処分を行っております。

⑵ **新株予約権等の状況**

該当事項はありません。

⑶ 会社役員の状況

① 取締役の状況（2021年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	飯田　栄司	
取締役 専務執行役員	佐野　達郎	技術統括、海外事業部、海外関係会社、品質保証部、安全環境室担当 Isolite Insulating Firebrick Sdn. Bhd. Chairman Isolite Eastern Union Refractories Co., Ltd. Chairman Isolite Ceramic Fibers Sdn. Bhd. Chairman
取締役 執行役員	山脇　敏弘	管理本部、国内関係会社担当兼管理本部長
取締役 （常勤監査等委員）	佐藤　博司	
取締役 （監査等委員）	白江　伸宏	白江公認会計士事務所所長 恒栄監査法人代表社員 マスターズ税理士法人代表社員
取締役 （監査等委員）	石川　明彦	石川公認会計士事務所所長

（注）1. 取締役（監査等委員）白江伸宏および取締役（監査等委員）石川明彦の両氏は、社外取締役であります。
2. 当社は取締役（監査等委員）白江伸宏および取締役（監査等委員）石川明彦の両氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、佐藤博司氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 取締役（監査等委員）白江伸宏および取締役（監査等委員）石川明彦の両氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③　役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、2021年9月更新の予定であります。

・被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含めて全額当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

・填補の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の免責事由があります。

④　取締役の報酬等の総額等

区　　分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
		固定報酬	業績連動報酬等	株式報酬	
取　締　役 （うち社外取締役）	75 (-)	63 (-)	9 (-)	2 (-)	6 (-)
取締役(監査等委員) （うち社外取締役）	29 (14)	29 (14)	- (-)	- (-)	3 (2)
合　　計 （うち社外役員）	105 (14)	93 (14)	9 (-)	2 (-)	9 (2)

（注）1.上表には、2020年6月25日開催の第130期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名を含んでおります。

2.取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3.取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2016年6月28日開催の第126期定時株主総会において年額156百万円以内(使用人分給与除く。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。

また、金銭報酬の内枠で、2020年6月25日開催の第130期定時株主総会において、株式報酬の総額として年額16百万円以内、株式数の上限を年40,000株以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は3名です。

4.監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年6月28日開催の第126期定時株主総会において年額48百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

⑤　役員報酬等の内容の決定に関する方針等

a. 基本方針

当社の役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針を2020年6月25日開催の取締役会で改訂したコーポレートガバナンス・ガイドライン第14条に定めており、その内容は以下のとおりであります。

第14条（経営陣の報酬等）

取締役・執行役員の報酬等については、別に定める「取締役・執行役員報酬規程」により、報酬と当社の業績および株主利益との連動性を高めることにより、報酬の透明性、客観性に加え、業績向上に向けたインセンティブを勘案して決定する。

2.取締役（監査等委員である取締役を除く。）個々の報酬等は、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内において、前項に定める基準に基づき算定された額の妥当性に関し、客観性と透明性を確保のうえ、取締役会で決定する。

3.監査等委員個々の報酬等は、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内において、監査等委員の協議により決定する。

4.執行役員個々の報酬等は取締役会で決定する。

※当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2016年6月28日であり、その決議の内容は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、年額156百万円以内（使用人分給与除く。）、監査等委員である取締役の報酬限度額は、年額48百万円以内とするものであります。

b. 取締役報酬に関する方針

「取締役・執行役員報酬規程」に定められた取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、役職ごとに定められた基準報酬額の85%を固定報酬、10%を業績連動報酬、5%を株式報酬として算出しております。業績連動報酬は業績向上へのインセンティブを勘案し、基準となる経常利益に対する当事業年度の経営成績（経常利益）に応じて10%の業績連動報酬部分に0～2.0の係数を乗じて算出しており、報酬総額は基準報酬の90%～110%の間で変動することとなっております。また、株式報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、2020年7月より取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して導入された譲渡制限付株式報酬制度であり、譲渡制限付株式の割当数は、2020年6月25日開催の第130期定時株主総会で決議された年40,000株の範囲内で決定しております。

監査等委員である取締役および社外取締役の報酬には業績連動部分はなく、固定報酬のみとなっております。

c. 手続きの概要

役員報酬の具体的な決定の手続きは、代表取締役社長が、役員報酬調査専門の外部機関が実施する調査データ等から分析し、会社業績、同規模他社の報酬水準、過去の支給実績などを総合的に勘案して「取締役・執行役員報酬規程」を設計しております。同規程および同規程に基づき算定された額については、社外取締役を含む監査等委員会がその妥当性を審議した後に、取締役会にて決定しております。取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、監査等委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

また、「取締役・執行役員報酬規程」の改廃については、代表取締役社長が起案し取締役会において決定しております。

d. 業績連動に係る指標

業績連動に係る指標は、連結経常利益としております。当該指標を選択しているのは、業務執行の成果を測る指標として適切と考えられるためであります。なお、前期における経営成績は、基準となる連結経常利益2,800百万円を上回りました。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

・取締役（監査等委員）白江伸宏氏は、白江公認会計士事務所所長、恒栄監査法人代表社員、マスターズ税理士法人代表社員であります。なお、当社とこれらの兼職先との間には特別の関係はありません。

・取締役（監査等委員）石川明彦氏は、石川公認会計士事務所所長であります。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

・取締役会および監査等委員会への出席状況ならびに発言状況

社外役員氏名	主な活動状況
取締役（監査等委員） 白江　伸宏	当事業年度に開催した取締役会18回全てに出席しております。公認会計士としての知見から、取締役会では主に財務の安全性・事業の健全性等について専門的な発言・アドバイスを行っており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する役割を果たしております。特に、当事業年度においては子会社との合併に関して、独立した立場から専門的な助言・指導を実施しました。 また、当事業年度において開催された監査等委員会13回全てに出席し、監査結果について意見の交換、監査に関する重要事項の協議、役員報酬等の決定過程における監督機能の役割を果たしております。さらに、経営トップとの意見交換会2回に出席したほか、国内1工場の往査を行っております。
取締役（監査等委員） 石川　明彦	当事業年度に開催した取締役会18回全てに出席しております。公認会計士としての知見から、取締役会では主に財務の安全性・事業の健全性等について専門的な発言・アドバイスを行っており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する役割を果たしております。特に、当事業年度においては子会社との合併に関して、独立した立場から専門的な助言・指導を実施しました。 また、当事業年度において開催された監査等委員会13回全てに出席し、監査結果について意見の交換、監査に関する重要事項の協議、役員報酬等の決定過程における監督機能の役割を果たしております。さらに、経営トップとの意見交換会2回に出席したほか、国内連結子会社1社、国内1工場および国内1営業所の往査を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任あずさ監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	39百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40百万円

(注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2.監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

3.当社の重要な子会社のうち、Isolite Insulating Firebrick Sdn. Bhd.(ﾏﾚｰｼｱ)、Isolite Eastern Union Refractories Co., Ltd.(台湾)、Isolite Ceramic Fibers Sdn. Bhd.(ﾏﾚｰｼｱ)、蘇州伊索来特耐火繊維有限公司(中国)および伊索来特(上海)貿易有限公司(中国)は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

非監査業務の内容は、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務である合意された手続き等であります。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定に関する方針

監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑸ 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

1．当企業集団（当社および当社の子会社をいう。以下同じ）の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

⑴ 当企業集団は、企業が存立を継続するためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識のもと、すべての取締役、執行役員（以下、取締役等という）、使用人およびその他すべての当社業務従事者が広く社会から信頼され、好意をもって受け入れられる経営体制を確立する。

⑵ イソライトグループ・コンプライアンス指針において、取締役等、使用人およびその他すべての当社業務従事者が法令を遵守することはもとより、社内規程を遵守し、社会規範を尊重し、企業倫理に則った行動をとることを定め、取締役等、使用人およびその他すべての当社業務従事者に周知徹底を図る。

⑶ イソライトグループ・コンプライアンス指針よりも詳細な留意事項などを説明したコンプライアンス・マニュアルに、反社会的勢力とは一切の関係を遮断することを記載し、反社会的勢力に対して毅然として対応することを徹底する。

⑷ 内部監査室は、内部監査規程に従って当企業集団の監査を実施する。

⑸ 法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として、通報相談を受けるコンプライアンス通報相談窓口を設ける。

2．当企業集団の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

⑴ 当企業集団は、各社取締役会をはじめとする主要な会議の意思決定に係る記録や各取締役等が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役等の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令および文書管理規程等に基づき、定められた期間保存、管理する。

⑵ 取締役等および監査役は、これらの文書等をいつでも閲覧することができる。

3．当企業集団の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

⑴ 当企業集団は、リスク管理規程に基づき、発生しうるリスクを特定し、平時からリスクの低減および発生防止に努めるとともに、リスク管理体制を整備する。

⑵ 当企業集団は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備・運用を推進する。

4．当企業集団の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて当企業集団の取締役の職務執行の効率化を図る。

⑴ 取締役等、使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目的に基づく３事業年度を期間とする中期経営計画を策定する。

⑵ 取締役会は、中期経営計画を具体化するため事業部門ごとの毎期の業績目標と予算を設定する。

⑶ 当企業集団の各事業部門を担当する取締役等は、各事業部門が実施すべき具体的な施策および権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を構築する。

⑷ 管理部門担当取締役等は月次の業績につき、情報管理システムを活用し、迅速に管理会計としてデータ化し、担当取締役等および取締役会に報告する。

⑸ 当企業集団の取締役会は、定期的にこの結果をレビューし、担当取締役等に目標未達の要因分析、その要因を排除・低減する改善策を報告させ、必要に応じ目標を修正する。

5．当社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

⑴ 当企業集団の内部統制の構築を目指し、当企業集団の内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請・報告の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。

⑵ 当社取締役等および関係会社社長は、各事業部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。

⑶ 内部監査室は、当企業集団の内部統制に関する監査を実施し、その結果を（2）の責任者に報告するとともに、必要に応じて内部統制の改善策の指導および実施の支援・助言を行う。

6．監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

⑴ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査等委員会の職務を補助すべき使用人は内部監査室員の内から選出し、同職務については監査等委員会の指示に従うものとする。

⑵ 使用人の人事異動については、監査等委員会の意見を尊重する。

⑶ 職務の遂行上必要な場合、監査等委員会が使用人を取締役から独立させて業務を行うよう指示できる体制をとるものとする。

7．企業集団の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制

⑴ 監査等委員は、取締役会のほか、主要な会議に出席し、重要な報告を受ける。

⑵ 品質、環境、安全、事故、災害に関する情報については、担当取締役等が代表取締役社長へ報告すると同時に監査等委員会へ報告する。

⑶ 取締役等および使用人は、監査等委員会からの要請に応じ、監査等委員会が必要と判断した事項を報告する。

⑷ 当社は、当企業集団の取締役等、監査役および使用人が法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実について発見したときは、直ちに監査等委員会に報告する体制を整備する。

⑸ 当社は、監査等委員会へ報告を行った当企業集団の取締役等、監査役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止する。

8．その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

⑴ 監査等委員は、代表取締役社長、会計監査人と相互の意思疎通を図るため、定期的に意見交換会を開催する。

⑵ 内部監査室は監査等委員会との密接な連係を保ち、監査等委員会が実効的かつ効率的な監査が行えるよう協力する。

⑶ 当社は、監査等委員がその職務について、当社に対し、会社法に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

9．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

⑴ 重要な会議の開催状況

取締役は、取締役会を18回開催し、取締役の職務執行の適正性を確保しました。また、各ライン長が出席する会議を2回開催し、経営計画の進捗状況について検証等を行っております。

⑵ 監査等委員会の職務の執行について

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名（うち1名は常勤、2名は社外取締役）で構成されており、原則として月1回開催しております。監査等委員会では、監査等に関する重要な事項の報告、協議および決議を行っております。また、常勤監査等委員は、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、稟議書等の決裁書類を閲覧することにより、取締役会による意思決定の過程や業務執行取締役による職務の執行の状況を監視しております。

⑶ 内部監査の実施について

内部監査室は、当社の事業活動が法令や社内規程に基づいて適切かつ効果的に行われているかを監査し、その結果を各取締役に報告しております。また、内部監査室は、監査等委員会と連携して効率的な内部監査を実施しております。

連結貸借対照表

（2021年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**11,691**	**流動負債**	**3,423**
現金及び預金	3,857	支払手形及び買掛金	828
受取手形及び売掛金	3,758	電子記録債務	297
電子記録債権	1,036	短期借入金	580
商品及び製品	1,673	未払法人税等	307
仕掛品	442	未払費用	420
原材料及び貯蔵品	630	賞与引当金	369
その他	297	事業構造改善引当金	168
貸倒引当金	△5	その他	450
固定資産	**8,845**	**固定負債**	**1,374**
有形固定資産	**6,521**	長期借入金	400
建物及び構築物	1,537	役員退職慰労引当金	4
機械装置及び運搬具	1,325	退職給付に係る負債	652
工具、器具及び備品	173	長期預り保証金	193
土地	1,669	その他	124
建設仮勘定	1,814	**負債合計**	**4,798**
無形固定資産	**273**	**純資産の部**	
投資その他の資産	**2,050**	**株主資本**	**14,900**
投資有価証券	1,218	**資本金**	**3,196**
長期貸付金	220	**資本剰余金**	**2,255**
退職給付に係る資産	221	**利益剰余金**	**9,551**
繰延税金資産	164	**自己株式**	**△102**
その他	299	**その他の包括利益累計額**	**175**
貸倒引当金	△73	**その他有価証券評価差額金**	**493**
		為替換算調整勘定	**△334**
		退職給付に係る調整累計額	**15**
		非支配株主持分	**661**
		純資産合計	**15,738**
資産合計	**20,536**	**負債・純資産合計**	**20,536**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**13,693**
売上原価		**8,254**
売上総利益		**5,438**
販売費及び一般管理費		**3,286**
営業利益		**2,151**
営業外収益		
受取利息及び配当金	51	
受取賃貸料	10	
持分法による投資利益	24	
受取ロイヤリティー	47	
助成金収入	70	
為替差益	10	
その他	48	262
営業外費用		
支払利息	9	
休止固定資産減価償却費	13	
固定資産除却損	9	
その他	28	62
経常利益		**2,352**
特別利益		
新型コロナウイルス感染症による助成金収入	10	10
特別損失		
新型コロナウイルス感染症による損失	11	
事業構造改善費用	7	18
税金等調整前当期純利益		**2,344**
法人税、住民税及び事業税	628	
法人税等調整額	58	686
当期純利益		**1,657**
非支配株主に帰属する当期純利益		58
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,599**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,196	2,254	8,331	△110	13,672
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△373		△373
親会社株主に帰属する当期純利益			1,599		1,599
自己株式の処分		0		8	8
連結範囲の変動			△6		△6
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	0	1,219	8	1,227
当期末残高	3,196	2,255	9,551	△102	14,900

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	272	△279	△79	△86	617	14,204
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△373
親会社株主に帰属する当期純利益						1,599
自己株式の処分						8
連結範囲の変動						△6
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	220	△54	95	262	44	306
連結会計年度中の変動額合計	220	△54	95	262	44	1,534
当期末残高	493	△334	15	175	661	15,738

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

⑴　連結の範囲に関する事項

①　連結子会社の数および主要な連結子会社の名称

・連結子会社の数　　7社

・連結子会社の名称　　イソライト建材株式会社
Isolite Insulating Firebrick Sdn. Bhd.
Isolite Eastern Union Refractories Co., Ltd.
Isolite Ceramic Fibers Sdn. Bhd.
蘇州伊索来特耐火繊維有限公司
伊索来特（上海）貿易有限公司
IIP Europe GmbH

ITM Europe GmbHはIIP Europe GmbHに社名変更しております。連結子会社であった株式会社ITMは2020年10月1日付で当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、また株式会社イソライトライフは解散を決議したため、連結の範囲から除外しております。

②　主要な非連結子会社の名称等

・非連結子会社の数　　1社

・非連結子会社の名称　　株式会社イソライトライフ

・連結の範囲から除いた理由

株式会社イソライトライフは解散を決議したため、連結の範囲から除外しております。

⑵　持分法の適用に関する事項

①　持分法を適用した関連会社の数および主要な会社等の名称

・持分法適用の関連会社数　　2社

・主要な会社の名称　　Isolite Fanshin（Taiwan）Co., Ltd.
ITM-UNIFRAX株式会社

②　持分法を適用しない非連結子会社および関連会社の名称等

・主要な非連結子会社および関連会社の名称
株式会社イソライトライフ
山西伊索来特宝傑耐火材料有限公司

・持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社1社および関連会社1社は当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

③　持分法適用手続きに関する特記事項

持分法適用の関連会社は全て決算日が12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては同日現在の決算書を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

⑶　連結子会社の事業年度等に関する事項

在外連結子会社6社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては同日現在の決算書を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

⑷ 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

イ．有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　移動平均法による原価法

ロ．デリバティブ　時価法

ハ．たな卸資産　原価法（収益性の低下による簿価切下げ方法）

・商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品　主として月次総平均法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産　定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物　2～50年
機械装置及び運搬具2～15年

ロ．無形固定資産　定額法によっております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ．長期前払費用　均等償却

③ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ．事業構造改善引当金　事業構造改善に伴い発生する費用および損失に備えるため、その発生見込額を計上しております。

ニ．役員退職慰労引当金　一部の連結子会社における役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ．退職給付見込額の期間帰属方法　退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ．数理計算上の差異の費用処理方法　数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

⑤ 完成工事高および完成工事原価の計上基準

売上高のうち、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

⑥　重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし、為替予約取引においては振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップにおいては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を行っております。
ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段…為替予約取引、金利スワップ ヘッジ対象…外貨建債権債務、外貨建予定取引、借入金利息
ハ．ヘッジ方針	為替変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的でのみデリバティブ取引を利用しており、投機目的のものはありません。
ニ．ヘッジの有効性評価の方法	それぞれの手段において特例処理および振当処理の要件を満たしている場合は、有効性の評価は省略しております。また、繰延ヘッジ処理を採用している場合も、ヘッジ手段およびヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ行為の開始時およびその後も継続して相場変動またはキャッシュ･フロー変動を完全に相殺すると想定することができるため、有効性の評価は省略しております。

⑦　その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理	税抜方式によっております。

2．会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産 164百万円

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（企業会計基準適用指針第26号 2018年2月16日）に従い、事業計画より見積られた将来の課税所得に基づき、繰延税金資産を計上しております。課税所得が生じる時期および金額は、新型コロナウイルス感染症の状況も含め、経済状況の変化によって影響を受ける可能性があり、実際の発生時期および金額が見積りと異なった場合には、繰延税金資産の金額が変動し、翌事業年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

（表示方法の変更）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3．連結貸借対照表に関する注記

⑴　担保に供している資産および担保に係る債務

①　担保に供している資産

土地　316百万円

②　担保に係る債務

長期借入金（1年以内返済予定額を含む）　455百万円

⑵　有形固定資産の減価償却累計額　12,058百万円

⑶　受取手形裏書譲渡高　16百万円

4．連結株主資本等変動計算書に関する注記

⑴　発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	株 23,606,573	株 －	株 －	株 23,606,573

⑵　剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年6月25日定時株主総会	普通株式	233	10.0	2020年3月31日	2020年6月26日
2020年11月4日取締役会	普通株式	140	6.0	2020年9月30日	2020年12月4日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

2021年6月25日開催の第131期定時株主総会において次のとおり付議します。

（決議予定）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年6月25日定時株主総会	普通株式	280	利益剰余金	12.0	2021年3月31日	2021年6月28日

5．金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金並びに電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程等に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）および設備等投資資金（主として長期）であります。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

2021年３月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額(*1)	時価(*1)	差額
⑴ 現金及び預金	3,857	3,857	－
⑵ 受取手形及び売掛金(*2)	3,754	3,754	－
⑶ 電子記録債権（*2）	1,035	1,035	－
⑷ 投資有価証券 その他有価証券	1,033	1,033	－
⑸ 長期貸付金	220	220	－
⑹ 支払手形及び買掛金	(828)	(828)	－
⑺ 電子記録債務	(297)	(297)	－
⑻ 短期借入金	(209)	(209)	－
⑼ 長期借入金	(771)	(770)	1

（*1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（*2）受取手形及び売掛金並びに電子記録債権に係る貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

⑴　現金及び預金、⑵　受取手形及び売掛金並びに⑶　電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑷　投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

⑸　長期貸付金

主に、関連会社への貸付金であり、時価の計算は同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

⑹　支払手形及び買掛金、⑺　電子記録債務および⑻　短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

なお、連結貸借対照表の短期借入金には、一年内返済予定の長期借入金が含まれていますが、これは⑻　短期借入金には含めず⑼　長期借入金に含めて表示しております。

⑼　長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

なお、連結貸借対照表の長期借入金には、一年内返済予定の長期借入金が含まれていませんが、これは⑼　長期借入金に含めて表示しております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため上表には含めておりません。

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	184
長期預り保証金	193

6．賃貸等不動産に関する注記

⑴　賃貸等不動産の状況に関する事項

当社および一部の連結子会社では、石川県その他の地域において、賃貸用の商業施設等（土地を含む。）を有しております。

⑵　賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額	時価
516	361

（注1）連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額であります。

（注2）当連結会計年度末の時価は、主として「公示価格」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

7．１株当たり情報に関する注記

⑴　１株当たり純資産額　645円12銭

⑵　１株当たり当期純利益　68円44銭

8．企業結合等に関する注記

当社は、2020年2月18日開催の取締役会において、当社の完全子会社であった株式会社ITMを吸収合併することを決議し、同日付で合併契約を締結いたしました。この契約に基づき、当社は2020年10月1日付で株式会社ITMを吸収合併いたしました。

⑴ 取引の概要

① 結合当事企業の名称および事業の内容

結合当事企業の名称　株式会社ITM

事業の内容　　耐火断熱繊維の製造・販売

② 企業結合日

2020年10月1日

③ 企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社、株式会社ITMを吸収合併消滅会社とする吸収合併

④ 結合後企業の名称

イソライト工業株式会社

⑤ その他取引の概要に関する事項

当社グループでは、耐火断熱材関連事業をグローバルに展開しており、人材、設備、技術、資金などすべての経営資源を集中し、より効率的な事業運営と両社のシナジーを最大限に発揮することを目的としております。

⑵ 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　2019年1月16日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

貸借対照表

（2021年3月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**9,936**	**流動負債**	**3,364**
現金及び預金	2,363	支払手形	14
受取手形	951	電子記録債務	286
電子記録債権	882	買掛金	1,144
売掛金	2,810	短期借入金	200
商品及び製品	1,088	1年内返済予定の長期借入金	370
販売用不動産	209	未払金	213
仕掛品	346	未払法人税等	253
原材料及び貯蔵品	269	未払消費税等	29
短期貸付金	769	未払費用	300
その他	250	賞与引当金	283
貸倒引当金	△5	事業構造改善引当金	168
固定資産	**8,202**	その他	98
有形固定資産	**4,917**	**固定負債**	**1,165**
建物	1,045	長期借入金	400
構築物	79	退職給付引当金	506
機械及び装置	953	長期預り保証金	182
車両運搬具	0	その他	76
工具、器具及び備品	105	**負債合計**	**4,529**
土地	1,328	**純資産の部**	
建設仮勘定	1,404	**株主資本**	**13,114**
無形固定資産	**202**	**資本金**	**3,196**
ソフトウエア	39	**資本剰余金**	**2,255**
その他	163	資本準備金	904
投資その他の資産	**3,082**	その他資本剰余金	1,351
投資有価証券	1,120	**利益剰余金**	**7,765**
関係会社株式	653	その他利益剰余金	7,765
関係会社出資金	761	繰越利益剰余金	7,765
長期貸付金	220	**自己株式**	**△102**
長期前払費用	10	**評価・換算差額等**	**493**
前払年金費用	165	**その他有価証券評価差額金**	**493**
繰延税金資産	80	**純資産合計**	**13,608**
その他	72		
貸倒引当金	△2		
資産合計	**18,138**	**負債・純資産合計**	**18,138**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**9,433**
売上原価		**5,975**
売上総利益		**3,457**
販売費及び一般管理費		**2,296**
営業利益		**1,161**
営業外収益		
受取利息及び配当金	340	
為替差益	23	
受取ロイヤリティ	54	
助成金収入	62	
その他	45	526
営業外費用		
支払利息	8	
休止固定資産減価償却費	13	
その他	42	65
経常利益		**1,622**
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	1,673	1,673
特別損失		
事業構造改善費用	7	7
税引前当期純利益		**3,287**
法人税、住民税及び事業税	385	
法人税等調整額	28	414
当期純利益		**2,872**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	3,196	904	1,350	2,254	5,265	5,265	△110	10,606
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△373	△373		△373
当期純利益					2,872	2,872		2,872
自己株式の処分			0	0			8	8
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	－	－	0	0	2,499	2,499	8	2,507
当期末残高	3,196	904	1,351	2,255	7,765	7,765	△102	13,114

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	271	271	10,878
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△373
当期純利益			2,872
自己株式の処分			8
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	221	221	221
事業年度中の変動額合計	221	221	2,729
当期末残高	493	493	13,608

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴　資産の評価基準および評価方法

①　有価証券

イ．子会社株式および関連会社株式　移動平均法による原価法

ロ．その他有価証券

・時価のあるもの　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　移動平均法による原価法

②　デリバティブ　時価法

③　たな卸資産　原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

イ．商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品　主として月次総平均法

ロ．販売用不動産　個別法

⑵　固定資産の減価償却方法

①　有形固定資産　定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物　2～50年

機械及び装置、車両運搬具　2～15年

②　無形固定資産　定額法

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③　長期前払費用　均等償却

⑶　引当金の計上基準

①　貸倒引当金　債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②　賞与引当金　従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③　事業構造改善引当金　事業構造改善に伴い発生する費用および損失に備えるため、その発生見込額を計上しております。

④　退職給付引当金　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

イ．退職給付見込額の期間帰属方法　退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ．数理計算上の差異の費用処理方法　数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

ハ．簡便法の適用　当社の一部の退職給付制度は、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑷　完成工事高および完成工事原価の計上基準

売上高のうち、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

⑸　重要なヘッジ会計の方法

①　ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし、為替予約取引においては振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップにおいては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を行っております。
②　ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段…為替予約取引、金利スワップ ヘッジ対象…外貨建債権債務、外貨建予定取引、借入金利息
③　ヘッジ方針	為替変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的でのみデリバティブ取引を利用しており、投機目的のものはありません。
④　ヘッジ有効性評価の方法	それぞれの手段において特例処理および振当処理の要件を満たしている場合は、有効性の評価は省略しております。また、繰延ヘッジ処理を採用している場合も、ヘッジ手段およびヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ行為の開始時およびその後も継続して相場変動またはキャッシュ･フロー変動を完全に相殺すると想定することができるため、有効性の評価は省略しております。

⑹　その他計算書類作成のための基本となる事項

①　退職給付に係る会計処理	退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。
②　消費税等の会計処理	税抜方式によっております。

2．会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当会計年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌会計年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産 80百万円

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（企業会計基準適用指針第26号　2018年2月16日）に従い、事業計画より見積られた将来の課税所得に基づき、繰延税金資産を計上しております。課税所得が生じる時期および金額は、新型コロナウイルス感染症の状況も含め、経済状況の変化によって影響を受ける可能性があり、実際の発生時期および金額が見積りと異なった場合には、繰延税金資産の金額が変動し、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります

（表示方法の変更）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3．貸借対照表に関する注記

⑴　担保に供している資産および担保に係る債務

①　担保に供している資産

土地	191百万円

②　担保に係る債務

長期借入金（1年以内返済予定額を含む）	455百万円

⑵　有形固定資産の減価償却累計額　7,408百万円

⑶　偶発債務

①　関係会社の金融機関等からの借入等に対する債務保証

Isolite Insulating Firebrick Sdn. Bhd.	9百万円
Isolite Ceramic Fibers Sdn. Bhd.	32百万円
合　計	41百万円

②　下記の関係会社における金融機関からの借入および支払電力料等について金融機関が行っている履行保証に対する再保証

下記金額を上限として再保証を行っております。

Isolite Insulating Firebrick Sdn. Bhd.	26百万円

⑷　関係会社に対する金銭債権債務は次のとおりであります。

①　短期金銭債権	1,570百万円
②　短期金銭債務	372百万円

4．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

①　営業収益	1,411百万円
②　営業費用	2,122百万円
③　営業取引以外の取引高	373百万円

5．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	株 255,513	株 －	株 18,610	株 236,903

（注）自己株式の数の減少は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分であります。

6．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
関係会社株式評価損	545百万円
土地減損額	320百万円
退職給付引当金	104百万円
賞与引当金	86百万円
貸倒引当金	2百万円
事業構造改善引当金	51百万円
減価償却超過額	9百万円
その他	69百万円
繰延税金資産小計	1,190百万円
評価性引当額	△891百万円
繰延税金資産合計	298百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△217百万円
繰延税金負債合計	△217百万円
繰延税金資産の純額	80百万円

7．関連当事者との取引に関する注記

⑴親会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
親会社	品川リフラクトリーズ株式会社	東京都千代田区	3,300百万円	耐火物の製造、販売	(55.3)	当社販売先 当社仕入先 役員の兼任無	製品の販売（注）	718	売掛金	207
							製品の購入（注）	7	買掛金	1

取引条件および取引条件の決定方針等

（注） 取引価格については、当社サービスの市場価格・総原価から算定した価格および親会社等から提示された価格を検討の上、決定しております。

⑵子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	Isolite Insulating Firebrick Sdn. Bhd.	ﾏﾚｰｼｱ	31百万MYR	断熱	100.0	当社仕入先 役員の兼任有	保証債務（注1）	36	－	－
							製品の購入（注2）	469	買掛金	55
							資金の貸付（注3）	669	短期貸付金	669
							利息の受取（注3）	6	その他	1
子会社	Isolite Ceramic Fibers Sdn. Bhd.	ﾏﾚｰｼｱ	3.5百万MYR	断熱	100.0	当社仕入先 役員の兼任有	保証債務（注1）	32	－	－
							製品の購入（注2）	344	買掛金	76
							資金の貸付（注3）	100	短期貸付金	100
							利息の受取（注3）	1	その他	0
関連会社	ＩＴＭ－UNIFRAX株式会社	日本	50百万円	断熱	50.0	製品販売 業務支援 資金の貸付等 役員の兼任有	資金の貸付（注3）	－	長期貸付金	220
							利息の受取（注3）	1	その他	1

取引条件および取引条件の決定方針等

（注1） 上記会社の金融機関からの借入等に対し債務保証を行っており、協議の上決定した保証料を受取っております。

（注2） 取引価格については、当社サービスの市場価格・総原価から算定した価格および子会社等から提示された総原価を検討の上、決定しております。

（注3） 資金の貸付については、貸付金利は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

8．１株当たり情報に関する注記

⑴	１株当たり純資産額	582円31銭
⑵	１株当たり当期純利益	122円97銭

9．企業結合等に関する注記

連結注記表の８.企業結合等に関する注記に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。
なお、当該合併に伴う抱合せ株式消滅差益1,673百万円を特別利益として計上しております。

連結計算書類に係る会計監査報告　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月7日

イソライト工業株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あ ず さ 監 査 法 人
大阪事務所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　浅 野　　豊　㊞

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　芦 川　　弘　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、イソライト工業株式会社の2020年４月１日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イソライト工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月7日

イソライト工業株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あ ず さ 監 査 法 人
大阪事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　浅 野　　豊　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　芦 川　　弘　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、イソライト工業株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの第131期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第131期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第５号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月12日

イソライト工業株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　佐　藤　博　司　㊞
監査等委員　白　江　伸　宏　㊞
監査等委員　石　川　明　彦　㊞

（注）監査等委員白江伸宏及び石川明彦は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

第1号議案　剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金12円といたしたく存じます。
なお、この場合の配当総額は280,436,040円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年6月28日といたしたく存じます。

第2号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しまして、監査等委員会は各取締役候補者を取締役に選任することが相当であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	飯田 栄司（いいだ えいし） （1955年8月25日生）	1981年４月　品川白煉瓦株式会社（現品川リフラクトリーズ株式会社）入社 2009年４月　同社湯本工場長 2009年10月　品川リフラクトリーズ株式会社執行役員湯本工場長 2012年６月　同社常務執行役員湯本工場長 2013年６月　同社取締役常務執行役員岡山工場長 2014年４月　同社取締役常務執行役員西日本工場長 2018年４月　当社顧問営業本部長 2018年６月　当社代表取締役社長 2020年６月　当社代表取締役社長執行役員（現任）	13,300株
	取締役候補者とした理由 飯田栄司氏は、品川リフラクトリーズ株式会社で長年にわたり技術開発部門・製造部門業務に携わり、経営者として豊富な見識・経験・実績を兼ね備えており、当社の経営体制がより強化されると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
2	佐野 達郎（さの たつお） （1954年11月10日生）	1977年４月　イソライト・バブコック耐火株式会社（現イソライト工業株式会社）入社 2007年４月　当社耐火断熱れんが事業部長 2009年６月　当社取締役セラミックファイバー事業部長 2011年４月　当社取締役生産本部長兼音羽工場長 2014年６月　当社常務取締役生産本部長 2020年６月　当社取締役専務執行役員技術統括、海外事業部、海外関係会社、品質保証部、安全環境室担当（現任） （重要な兼職の状況） ・Isolite Insulating Firebrick Sdn. Bhd.　Chairman ・Isolite Eastern Union Refractories Co., Ltd.　Chairman ・Isolite Ceramic Fibers Sdn. Bhd.　Chairman	25,700株
	取締役候補者とした理由 佐野達郎氏は、当社の国内外における生産部門の豊富な経験を有し、現在も技術部門を統括するとともに、取締役専務執行役員として代表取締役を補佐する重要な役割を担っていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位および担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
※3	加藤（かとう）　健（けん） （1958年8月24日生）	1981年４月　品川白煉瓦株式会社（現品川リフラクトリーズ株式会社）入社 2007年６月　同社総務部長兼不動産部長 2009年10月　品川リフラクトリーズ株式会社総務部長 2012年６月　同社執行役員総務部長 2014年４月　同社常務執行役員総務部長 2016年４月　同社常務執行役員管理部門、国内関係会社担当 2016年６月　同社取締役常務執行役員管理部門、国内関係会社担当 2020年４月　同社取締役常務執行役員管理部門担当（現任）	―
	取締役候補者とした理由 加藤健氏は、品川リフラクトリーズ株式会社で長年にわたり総務部門・経理部門・購買部門業務に携わり、経営者として豊富な見識・経験・実績を兼ね備えており、当社の経営体制がより強化されると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。		

（注）1.※印は、新任の取締役候補者であります。

2.各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3.飯田栄司氏および加藤健氏は、過去10年間に、当社の親会社である品川リフラクトリーズ株式会社の業務執行者となったことがあり、その地位および担当は上記のとおりであります。

4.当社は、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、2021年9月更新の予定であります。飯田栄司氏および佐野達郎氏は、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。加藤健氏は選任後、新たに当該保険契約の被保険者となります。

・被保険者の実質的な保険料負担割合
　保険料は特約部分も含めて全額当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

・填補の対象となる保険事故の概要
　特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の免責事由があります。

以　上

メ　モ

株主総会会場ご案内図

〒530-6108　大阪市北区中之島三丁目３番23号
会 場　**中之島ダイビル４階　会議室１**
TEL.06－7711－5801

最寄駅

Ⓐ 京　阪：中之島線「渡辺橋駅」より地下直結 …… **徒歩約 1分**
Ⓑ 地下鉄：四つ橋線「肥後橋駅」②号出口 …… **徒歩約 4分**
Ⓒ Ｊ　Ｒ：東 西 線「北新地駅」西改札口 …… **徒歩約10分**
Ⓓ 京　阪：本　　線
　 地下鉄：御堂筋線「淀屋橋駅」⑦号出口 …… **徒歩約12分**

UD FONT 見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォントを採用しています。